

「ふれあいサポート」のご案内

船橋市営住宅指定管理者（東急コミュニティー）では、下記の要領で、定期的なご連絡を行う無料サービス「ふれあいサポート」を実施しております。

※原則、下記の対象者のみとなりますので、予めご了承ください。

「ふれあいサポート」とは・・・

〇月 1 回訪問による声かけもしくは電話による声かけ

対象者：障害者の方のみがお住まいの世帯、60歳以上の単身世帯

75歳以上の高齢者のみでお住まいの世帯

当社スタッフが訪問又は電話により、生活のご様子をお伺いします。上記対象の方で、希望される方は、『ふれあいサポート連絡先登録カード』をご提出願います。

〇希望される方へは、親族の方などへ毎月声かけ状況を報告

登録された方への声かけの状況について、親族の方などへも毎月報告いたします。希望される方は、別途、『定期報告に関する同意書』の提出が必要です。

※本サービスは声かけによる生活状況の把握を目的としており、安否等について保証するものではありませんが、登録された方への連絡がつかず、緊急連絡先の方にも連絡がつかない場合において、入室確認が必要と判断した場合は、警察署や消防署などと連携して、確認のため、入室する場合がありますので、ご了承ください。（入室方法については、裏面のふれあいサポートサービス 連絡フローをご参照下さい。）

※訪問の実施にあたっては、感染症拡大などの状況を鑑み電話による対応となる場合がありますので、ご了承ください。

※本サービスは、株式会社東急コミュニティーが、指定管理期間内に行うサービスです。

本サービスをご希望される方は、以下の問い合わせ先にお電話にて、ご連絡下さい。

※既に本サービスをご利用中の方は、手続きは必要ありません。

※電話では申し込み手続きは完了しません。申込希望者には、後日、本サービスのご利用に必要となる「ふれあいサポート 連絡先登録カード」等、必要書類をお送りいたします。

■問い合わせ先

名 称：船橋市営住宅管理センター

船橋市営住宅指定管理者 株式会社東急コミュニティー

担 当：井門（いもん）

住 所：〒273-8501

千葉県船橋市湊町 2-10-25 船橋市庁舎 6階

電 話：047-436-2040 FAX：047-436-2199

■営業時間：月～金曜日 8：45～17：15

■休 日：土曜、日曜、祝休日、年末年始